

議案第 9 2 号

瑞穂町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 9 年 1 2 月 1 5 日

提出者 瑞穂町長 杉 浦 裕 之

(提案理由)

町職員の勤勉手当を改定する必要があるので、本案を提出する。

瑞穂町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

瑞穂町職員の給与に関する条例（昭和 2 6 年条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 7 条第 2 項中「1 0 0 分の 9 0」を「1 0 0 分の 9 5」に改め、同条第 3 項中「1 0 0 分の 9 0」を「1 0 0 分の 9 5」に、「1 0 0 分の 4 2 . 5」を「1 0 0 分の 4 5」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の瑞穂町職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第 1 7 条第 2 項及び第 3 項並びに附則第 2 項の規定は、平成 2 9 年 1 2 月 1 日から適用する。

(平成29年12月に支給する勤勉手当に関する特例措置)

- 2 平成29年12月に支給する勤勉手当については、改正後の条例第17条第1項中「15日」とあるのは「4箇月」と、同条第2項中「100分の95を」とあるのは「100分の100を」と、同条第3項中「100分の45」とあるのは「100分の50」とする。

(給与の内払)

- 3 この条例による改正前の瑞穂町職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。